

練馬区耐震化促進事業助成要綱第 27 条第 1 項第 1 号に規定する区長が助成金を交付しないものと指定する事業の区域を定める要領

令和 6 年 3 月 14 日
5 練都東第 40529 号

練馬区耐震化促進事業助成要綱（令和 8 年 3 月 11 日 7 練都建第 777 号）第 27 条第 1 項第 1 号に規定する区長が助成金を交付しないものと指定する事業の区域は以下のものとする。

- 1 練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱（平成 18 年 4 月 1 日 17 練土計第 634 号）第 3 条に規定する事業
- 2 練馬区密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成 3 年 8 月 1 日 練都地第 47 号）第 6 条に規定する練馬区密集住宅市街地整備促進事業のうち、貫井・富士見台地区における生活幹線道路 A 路線および主要生活道路 1 号線の事業

付 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。